認定こども園・保育園利用案内

令和６年度

問合せ先
栄町福祉・子ども課児童福祉班
〒２７０－１５９２
千葉県印旛郡栄町安食台一丁目２番（１階６番窓口）
TEL　0476-33-7707（直通）

✶町内保育園等について

１歳から就学前までの児童を預かる私立の認定こども園が１か所、生後５７日から就学前までの児童を預かる私立の保育園が２か所、小規模保育事業所が１か所あります。

☆ 認定こども園　ながと幼稚園　　栄町脇川１１６

（１歳児から）　ＴＥＬ　０４７６－９５－０７５１

１号認定（幼稚園）	８：００～１４：００
２・３号認定（短時間）	８：００～１６：００
２・３号認定（標準時間）	７：００～１８：００

延長保育（別途料金）
朝（１号・短時間）７：00～７：59
夕（１号）14：01～18：00
（短時間）16：01～18：00

☆休園日☆　１号認定　土・日曜日、祝日、春季休暇、夏季休暇、冬季休暇
２・３認定　土・日曜日、祝日、お盆、年末年始（１２月２９日～１月３日）

☆ 安食保育園　　栄町安食３６３１－２

（生後５７日から）　ＴＥＬ　０４７６－９５－０１２５

短時間	８：３０～１６：３０
標準時間	７：００～１８：００

延長保育（別途料金）
朝（短時間）７：00～８：29
夕（短時間）16：31～19：00（土曜 18：00）
（標準時間）18：01～19：00（土曜 18：00）

☆休園日☆　日曜日・祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）

☆ みなみ栄保育園　　栄町安食３－１０－３

（生後５７日から）　ＴＥＬ　０４７６－９５－４４５３

短時間	８：３０～１６：３０
標準時間	７：００～１８：００

延長保育（別途料金）
朝（短時間）７：00～８：29
夕（短時間）16：31～20：00（土曜１８：30）
（標準時間）18：01～20：00（土曜１８：30）

☆休園日☆　園が定める休日および年末年始（１２月２９日～１月３日）

☆うさぎとかめ　（小規模保育事業所Ｂ型）　栄町安食２－１－１８

（０歳児から２歳児）　ＴＥＬ　０４７６－８０－０２２０

短時間	８：００～１６：００
標準時間	７：００～１８：００

延長保育（別途料金）
朝（短時間）７：00～７：59
夕（短時間）16：01～18：00

☆休園日☆　日曜日・祝日、お盆、年末年始（１２月２９日～１月３日）

※３歳の誕生日を迎える方※
転園手続きが必要ですので、４月～の入所申込をしてください。

※注意事項※

- 保育方針や雰囲気がわかるので**申請前に一度見学してみてください。**（事前電話予約）
- **慣らし保育期間**は入園から**２週間程度**あります。期間中は**退園時間が早くなります。**

１．申込手続きの前に

・保　育　園
小学校就学前子どもの保護者が就労、出産、疾病、病人の看護など家庭で保育ができない場合、保護者に代わって保育をする児童福祉施設

・認定こども園
幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設

・小規模保育事業所
０～２歳児を対象とした少人数で行う保育施設

◆認定こども園や保育園等の利用を希望する場合に、
施設を利用するための「支給認定」を受ける必要があります。

◆幼児教育・保育の無償化に伴い、３歳児から５歳児の保育料は無償化の対象となります。
（※給食費、教材費、行事費などは無償化の対象外です。）

◆保育園等に入園するときには「入園申請」が必要となります。
栄町では、支給認定申請と保育園等の入園申請は同時に行います。

✶認定区分

	認定区分	対　象	利用先
教育認定	１号認定 （3～5歳）	満３歳以上の就学前児童で、認定こども園・幼稚園での教育を希望する場合	認定こども園
保育認定	２号認定 （3～5歳）	満３歳以上の就学前児童で「保育を必要とする事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育園・認定こども園
	３号認定 （0～2歳）	満３歳未満の就学前児童で「保育を必要とする事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育園・認定こども園 ・地域型保育 （小規模保育事業所等）

※認定区分は４月１日時点の年齢や「保育を必要とする事由」により、区分されます。

✶保育を必要とする事由（２号・３号）　重　要

支給認定申請と保育園等の入園申請をする場合には、次のいずれかの事由に該当する必要があります。

①就労（フルタイム・パートタイム・夜間・居宅内の労働等）
　※就労時間については、１ヶ月６０時間以上（１日４時間以上、月１５日以上が目安）
　※勤務先が多数ある方は、すべての就労証明書を提出してください。

②妊娠、出産（産前２ヶ月・産後３ヶ月）
　（例）６月に出産予定の場合・・・４月～８月末日まで保育園利用可

③保護者の疾病・障がい

④同居または長期入院などしている親族の介護・看護

⑤災害復旧

⑥求職活動（起業準備も含む）
　※入所後２か月以内に就労先を決めていただけなければ退所となります。

⑦就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）

⑧虐待やＤＶのおそれがあること

⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他上記の事由に類し、町長が認めた場合

✶保育必要量区分（２号・３号認定）

保育園等を利用する場合、それぞれの家庭の就労実態に応じて決まる保育の必要量によって利用できる時間・保育料が異なります。これを「保育必要量区分」といいます。

保育必要量区分には２つの区分があり、利用できる時間については次のとおりとなります。

延長保育（利用できる時間を超える）の詳細については、各保育園等にお問い合わせください。

・保育標準時間

１日当たり１１時間、ひと月当たり２００時間から２７５時間まで保育園等を利用される方。また、保護者の病気等の事由により保育園等を利用される方

・保育短時間

１日当たり８時間、ひと月当たり６０時間から２００時間未満保育園等を利用される方。また、保護者が求職中や育児休業により保育園等を利用される方

２．申込手続きから入園までの流れ

入園申込みについては①～⑦の６通りがあります。
それぞれ手続きの流れが異なりますので、入園申込手続きから入園開始までの流れをご確認ください。

① 令和６年４月から認定こども園(町内)の入園を希望される方 （１号認定）	② 令和６年４月から認定こども園(町内)の入園を希望される方 （２号認定）	③ 令和６年４月から認定こども園(町内)の入園を希望される方 （３号認定）
新年度入園手続き 入園説明会 令和５年９月１６日（土）・９月３０日（土） 願書配布開始日 １０月１５日（日） 説明会・配布先「ながと幼稚園」		新年度入園申込書配布 申込書配布開始日 令和５年１１月１日（水） **配布先「福祉・子ども課」**
⇩	⇩	⇩
入園願書受付・入園面接 提出先「ながと幼稚園」 令和５年１１月１日（水）		**ながと幼稚園**へ お問い合わせください **※見学必須※**
⇩	⇩	⇩
１号・２号認定申請書受付 提出先「ながと幼稚園」 令和５年１１月３０日（木）まで		３号認定申請書受付 **提出先「福祉・子ども課」** 令和５年１２月８日（金）まで
⇩	⇩	⇩
１号認定支給認定証交付 発送予定 令和６年２月中旬	２号認定支給認定証交付 発送予定 令和６年２月中旬	３号認定支給認定証交付 発送予定 令和６年２月中旬
⇩	⇩	⇩
登園初日 令和６年４月入園式から	登園初日 令和６年４月１日（月）から	

④令和６年４月から保育園(町内)の入園を希望される方

新年度入園申請・認定申請

提出先「福祉・子ども課」
令和５年１２月８日（金）まで

⇩

入園の協議及び決定
１月下旬～２月上旬

⇩

支給認定証交付
２月下旬発送予定

申込者全員：協議の結果通知
入園決定者：入園説明会案内通知

⇩

入園説明会
３月中旬

保育園で全体説明会を行います。
※都合が合わない場合
各自で受けていただきます。

⇩

登園初日
令和６年４月１日（月）から

⑤年度の途中から保育園（町内）の入園を希望される方

各月入園申請・認定申請

提出先「福祉・子ども課」
入園希望月の前月１０日まで
※休日・祝日と重なる場合は
役場の翌開庁日

⇩

入園の協議及び決定
入園希望月の前月中旬

⇩

支給認定証交付
入園希望月の
前月下旬発送予定

申込者全員：協議の結果通知

オリエンテーションについて
・各自で保育園と日程調整
・開催場所：保育園

※月初にならし保育あります

⇩

登園初日
入園月の初日から

⑥年度の途中から認定こども園(町内)の入園を希望される方

各月入園申請
問合せ先「ながと幼稚園」
各自で園に問合せください

⇩

１号・２号認定
入園申込受付・入園面接
提出先「ながと幼稚園」
３号認定
※見学必須※
各自で園に問合せください

⇩

各月認定申請

１号認定
提出先「ながと幼稚園」

２号・３号認定
提出先「福祉・子ども課」
入園希望月の
前月１０日までに提出

⇩

登園初日
入園月の初日から

※２・３号認定の協議結果の通知時期については、入所協議の日程により変動することがあります。

⑦ 町外の保育園をご希望の方

２・３号認定の子どもが町外の保育園等をご希望の場合、希望先の市町村に入園資格の条件等を確認の上申請をして下さい。また、市町村により申請期限や必要書類、保育必要事由が異なりますので、詳しくは栄町福祉・子ども課までお問い合わせください。

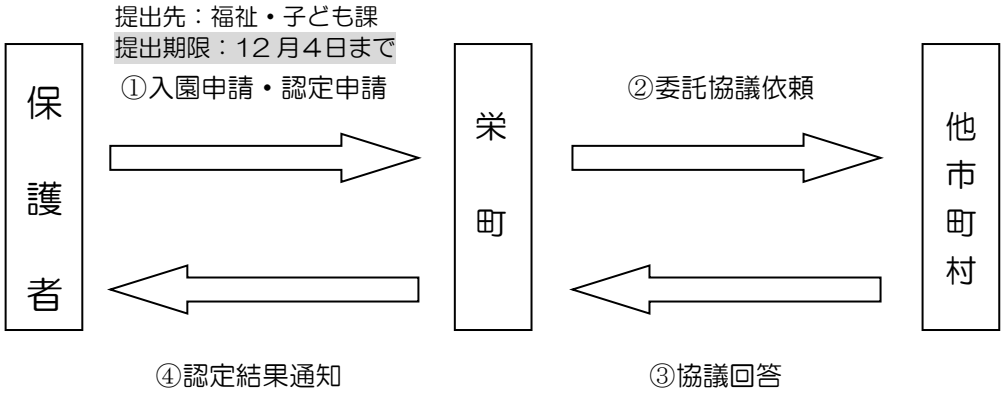

３．必要な書類と申込期限

✶申請に必要な書類について

６番窓口　福祉・子ども課、子育て包括支援センター（ふれプラ内）、各保育園等で配布しております。
町のホームページからもダウンロードできます。

※保育園等利用の手続きには、個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。
提出の際には、保護者のマイナンバーカード、本人確認書類（顔写真付の（運転免許証、旅券））
顔写真付の本人確認書類を持っていない方は健康保険証、年金手帳等の２種類の本人確認ができるものが必要。

①共通書類

必要書類	注意事項
施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼入園申請書 別紙第１号様式（第６条）	・ **裏面④**「税情報等の提供にあたっての署名欄」は、保育料算定に必要なものであるため、**署名**をお願します。 ・ 町内と、勤務先の市町村にある保育園等の両方を希望される場合、左記申請書は、町内用と町外用を各一部ずつ必要です。 ・ **表面②**「利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名」欄に**記載のあった施設（事業所）のみ**入所協議を行います。
児童の健康状態調査票 別紙第２号様式（第６条第１号）	・ **食物アレルギー**等の記入は詳細に記入してください。 ・ お子様の発達に不安がありましたら、保育士配置の関係上可能な限り詳細に記入をお願いいたします。
保護者緊急連絡票 別紙第３号様式（第６条第２号）	・ 緊急時の連絡先なので必ず連絡のとれる連絡先（携帯電話等）をご記入ください。

②「保育を必要とする事由」を証明する書類
両親と同居祖父母（６５歳未満のみ）の方は、次の「保育を必要とする事由」に該当する必要書類の提出が必要です。

保育を必要とする事由	必　要　書　類
就労（正社員・パート等） **※勤務先が多数ある方は、すべての就労証明書を提出してください**	・就労証明書 （就労先事業主が記載するものなので、早めの依頼をお願いします。） ※就労証明書等の内容について、就労先に内容確認のための連絡およびシフト表など新たな書類の提出をお願いすることがあります。ご了承ください。
妊娠・出産 産前２ケ月産後３カ月	・母子手帳の写し （表紙と出産予定日が確認できるページ）
疾病	・医師の診断書
障がい	・障害者手帳等の写し
介護	・介護される方の介護保険証（認定済）の写し
災害復旧	・被災証明書
求職活動（起業準備も含む）	・就労状況申出書
就学	・職業訓練校の証明書 ・在学証明書 どちらか一つ
虐待やＤＶのおそれがあること	・相談支援機関利用した際の証明書
育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	・育児休業証明書（就労先の任意様式）

③その他必要な書類（該当する方のみ）

状況	必要書類
ひとり親家庭の場合	ひとり親家庭を確認できる書類
拘禁されている場合	拘禁証明書
父母別居中であり、離婚調停中の場合	調停中の事実を確認できる書類
お子様が障がいを有する場合	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 特別児童扶養手当の受給を確認できる書類
生活保護を受けている場合	生活保護受給証明書
町外の保育園を希望しており、当該保育園所在地市町村へ転出予定の場合 （転出後、転出先市町村で再度申込が必要）	転出予定日、転出先住所の確認できる書類 （賃貸借契約書等の写し等）

④税関係書類

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼入園申請書（第１号様式）裏面④「税情報等の提供にあたっての署名欄」に署名をいただければ、税関係書類の提出は不要です。それ以外の方は次の証明書の提出が必要です。

① 令和６年８月までの入所希望者で、令和５年１月１日時点で栄町に住民票がない方
② 令和６年９月以降の入所希望者で、令和６年１月１日時点で栄町に住民票がない方

区分	必　要　書　類		
	給与から住民税を引かれている方	納付書等で住民税を納付している方	その他
①の場合	各市町村の令和５年度 特別徴収税額の決定・変更通知書の写し	各市町村の令和５年度 納税通知書の写し	各市町村の令和５年度 課税証明書 ※未申告の方は申告して下さい
②の場合	各市町村の令和６年度 特別徴収税額の決定・変更通知書の写し	各市町村の令和６年度 納税通知書の写し	各市町村の令和６年度 課税証明書 ※未申告の方は申告して下さい

※保護者が市町村民税非課税の場合、同居している扶養義務者（祖父母等）の課税額により算定させていただくことがあります。

✶申込期限と提出先について

安食保育園・みなみ栄保育園・うさぎとかめ・町外の保育園等

〇提出方法　６番窓口 福祉・子ども課へ提出　　**※郵送では受け付けておりません。**

〇受 付 日　月～金（祝祭日を除く）

〇受付時間　８：３０～１７：００

新年度４月入園希望の場合	令和５年１２月８日（金）まで
年度途中入園希望の場合	入園を希望する月の前月１０日まで ※休日・祝日と重なる場合は、役場の翌開庁日
町外の保育園入園希望の場合	入園を希望する月の前々月２０日まで ※希望先保育園の所在地市町村により、申請期限等のスケジュールが異なるため、不明な点がございましたら福祉・子ども課までお問い合わせをいただくと共に、早めの提出をお願いします。

※期限を過ぎた場合や書類不備がある場合には入園の協議はできないためご注意ください。

認定こども園　ながと幼稚園

※申込に必要な書類は、ながと幼稚園に確認してください。

新年度 ４月 入園希望 の 場合	１号 認定	〇願書提出 １１月１日（水）から 〇提出先 ながと幼稚園	〇給付認定申請書提出 １１月３０日（木）まで 〇提出先 ながと幼稚園
	２号 認定	〇願書提出 １１月１日（水）から 〇提出先 ながと幼稚園	〇給付認定申請書提出 １２月８日（金）まで 〇提出先 ながと幼稚園
	３号 認定	ながと幼稚園へ お問い合わせください	〇給付認定申請書提出 １２月８日（金）まで 〇提出先 **福祉・子ども課**
年度途中 入園希望 の場合	１号 認定	ながと幼稚園へ お問い合わせください	〇給付認定申請書提出 提出期限は園に確認 〇提出先 ながと幼稚園
	２号・３号 認定	ながと幼稚園へ お問い合わせください	〇給付認定申請書提出 入園希望月の前月１０日 〇提出先 **福祉・子ども課**

４．　協議結果（認定こども園の１号認定を除く。）

○選考方法

・申請締め切り後、各園と入所協議を行います。

・保護者（または同居の親族等）の状況により、保育の必要性を指数化し、
優先度の高い順から入園の可否を選考していきます。

※希望の保育園等が受入の体制がとれない場合、ご希望に添えないことがあります。

○協議結果

承　諾　の　場　合

・認定こども園　⇒　栄町から入所承諾通知書を郵送

・保　育　園　等　⇒　栄町から入所承諾通知書及びオリエンテーション案内を郵送

不承諾の場合

栄町から「入所保留通知書」を郵送

その後、継続協議を希望の場合は申請いただいた書類により年度内の協議を継続します。
（再度の申請は不要）

※申込み取り下げ、希望先保育園等の追加、保育を必要とする事由・認定内容等の変更など、
申請内容に変更があった場合は担当までご連絡ください。

５．保育料

国が定める基準額を限度として町が定めた、「令和６年度栄町認定こども園・認可保育所等徴収金額表（案）」により保育料等を決定して「利用者負担額決定通知書（保護者用）」でお知らせします。

・保育料は、保護者（父・母）の「市町村民税所得割課税額」を基本に決定いたします。（４～８月⇒前年度課税額、９～３月⇒当年度の課税額）
※前年分の所得による利用者負担額への変更時期は毎年９月となります。

・「市町村民税所得割課税額」には、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除等）は適用されません。

・**「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定内容変更届」の提出後、保育料が変更となる場合は、届出の翌月から保育料が変更となります。**

・**税の更正があった場合、翌月から保育料が変更となります。**

・**理由なく長期にわたり保育料の未納が続いた場合、法令に基づいた処分を実施させていただきます。**

✶保育時間について

実際に保育が必要とされる時間により、
「**保育標準時間**」と「**保育短時間**」の２つの料金区分に分けられます。

月平均２００時間を越え２７５時間まで保育を希望　→　保育標準時間（最長 11 時間）利用
月平均６０時間以上２００時間までの保育を希望　→　保育短時間（最長８時間）利用

✶副食費について

年収約３６０万円未満相当世帯（第４階層の一部：所得割 57,700 円未満まで）が免除の対象となります。対象者には、随時通知しております。

✶同一世帯から２人以上の未就学児の児童がいる場合の保育料について

保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設に入所または児童デイサービスを利用している場合の未就学児の２人目以降の児童の保育料は次のとおりです。

１）２人目の児童（未就学児である２人目の子）の保育料の額は、その児童に係る保育料の額の半額
２）３人目以降の児童（未就学児である３人目の子）の保育料は無料

※年収約３６０万円未満相当世帯（第４階層の一部：所得割 57,700 円未満まで）は、年齢制限撤廃で多子軽減の対象になる場合があります。認定書をご確認下さい。

令和６年度栄町認定こども園・認可保育所等徴収金額表（案）

（単位：円）

<table>
<tr><th colspan="4">各月初日の支給認定保護者の区分</th><th colspan="6">徴収金額（月額）</th></tr>
<tr><th rowspan="2">階層区分</th><th colspan="3" rowspan="2">定義</th><th colspan="2">０～２歳児クラス</th><th colspan="4">３～５歳児クラス</th></tr>
<tr><th>保育
標準時間</th><th>保育
短時間</th><th>保育
標準時間</th><th>保育
短時間</th><th>保育
標準時間</th><th>保育
短時間</th></tr>
<tr><td>第１</td><td colspan="3">生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）</td><td>０</td><td>０</td><td colspan="4" rowspan="21">無　償</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第２</td><td colspan="2" rowspan="3">市町村民税
非課税世帯
（多子軽減対象）</td><td>第１子</td><td colspan="2">０</td></tr>
<tr><td>第２子</td><td colspan="2">０</td></tr>
<tr><td>第３子</td><td colspan="2">０</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第３</td><td rowspan="18">市町村民税所得割課税額</td><td rowspan="3">48,600 円未満
(多子軽減対象)</td><td>第１子</td><td>14,700</td><td>14,500</td></tr>
<tr><td>第２子</td><td>7,350</td><td>7,250</td></tr>
<tr><td>第３子</td><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第４</td><td rowspan="3">48,600 円以上
97,000 円未満
(うち 57,700 円未満は
多子軽減対象)</td><td>第１子</td><td>22,500</td><td>22,200</td></tr>
<tr><td>第２子</td><td>11,250</td><td>11,100</td></tr>
<tr><td>第３子</td><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第５</td><td rowspan="3">97,000 円以上
169,000 円未満</td><td>第１子</td><td>33,400</td><td>32,900</td></tr>
<tr><td>第２子</td><td>16,700</td><td>16,450</td></tr>
<tr><td>第３子</td><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第６</td><td rowspan="3">169,000 円以上
301,000 円未満</td><td>第１子</td><td>45,800</td><td>45,100</td></tr>
<tr><td>第２子</td><td>22,900</td><td>22,550</td></tr>
<tr><td>第３子</td><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第７</td><td rowspan="3">301,000 円以上
397,000 円未満</td><td>第１子</td><td>60,000</td><td>59,000</td></tr>
<tr><td>第２子</td><td>30,000</td><td>29,500</td></tr>
<tr><td>第３子</td><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第８</td><td rowspan="3">397,000 円以上</td><td>第１子</td><td>70,800</td><td>69,600</td></tr>
<tr><td>第２子</td><td>35,400</td><td>34,800</td></tr>
<tr><td>第３子</td><td>０</td><td>０</td></tr>
</table>

※３～５歳児クラスのお子さんは保育料が無償になりますが、給食費は無償化の対象になりません。
給食費の額は各園により金額が異なりますので、直接各園にお問合せください。

母子・父子世帯、障がい児（者）のいる世帯等の第２、第３、第４階層の一部の保育料は次のとおり（案）

（単位：円）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">階層区分等</td><td colspan="6">徴収金額（月額）</td></tr>
<tr><td colspan="2">0～2歳児クラス</td><td colspan="4">3～5歳児クラス</td></tr>
<tr><td>保育
標準時間</td><td>保育
短時間</td><td>保育
標準時間</td><td>保育
短時間</td><td>保育
標準時間</td><td>保育
短時間</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第2</td><td>第１子</td><td>0</td><td>0</td><td colspan="6" rowspan="9">無　償</td></tr>
<tr><td>第２子</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>第３子</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第3</td><td>第１子</td><td>6,750</td><td>6,750</td></tr>
<tr><td>第２子</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>第３子</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第4
（所得割
77,101
円未満まで）</td><td>第１子</td><td>6,750</td><td>6,750</td></tr>
<tr><td>第２子</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>第３子</td><td>0</td><td>0</td></tr>
</table>

○保育料の納入方法　重　要

✶口座引き落とし日

毎月末日（末日が土・日・祝日の場合は翌営業日）

✶口座振替の手続きについて

入園後 ➡ 初月の保育料の納付書を郵送（保育料預金口座振替依頼書を同封） ➡ 指定金融機関の窓口「保育料預金口座振替依頼書」を提出

✶指定金融機関

千葉銀行・京葉銀行・西印旛農業協同組合・ゆうちょ銀行

※注意※

・口座振替手続き完了には時間を要しますので、手続きが完了するまでは納付書で納入してください。

・既に手続き済みの兄弟がいても、新しく入園する児童は口座振替手続きが必要です。

・「ながと幼稚園」「うさぎとかめ」については、直接園に保育料をお支払いいただきます。

６．保育園利用の注意事項

○認定変更について

入園後、以下に該当する場合、変更の手続きが必要となります。
認定変更の届出後の翌月から認定変更しますので、早めの手続きをお願いいたします。

認定変更事由	具体例	必要書類	提出するもの	備　考
「保育を必要とする事由」が変わったとき	保護者の就労状況が決定・変更したとき	新しい就労先の就労証明書	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書（第２１号様式） ※「保育必要量」が変わったときのみ	求職活動により入園した場合、**２か月以内**に就労先を決めていただく必要があります。
	保護者が退職または職業訓練等を終えて求職活動となったとき	就労状況申出書	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書（第２１号様式）	認定変更後、**２か月以内**に就労先を決めていただく必要があります。
	第２子以降を妊娠したとき	母子手帳の写し（表紙と出産予定日が確認できるページ）		
	出産後、育児休業を取得するとき	育児休業証明書（就労先の任意様式）		
家庭状況が変わったとき	転居・出産等		施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請内容変更届（第２１号様式）	税務関係書類や家庭状況を確認するための書類が必要になることがあります。

○次年度の保育園等の継続利用について

次年度も継続利用を希望される保護者の方は、次の書類の提出が必要です。

・配布時期　１１月１日に保育園等から個別に配布
・提出書類　①「施設型給付費・地域型保育給付費等現況届書」
　　② 保護者緊急連絡票
　　③ 児童の健康状態調査票
　　④ 保育を必要とする事由を証明する書類
　　（シフト勤務の場合はシフト表を確認することがあります。）
・提出期限　１２月４日(月)　～　１２月８日(金)
・審査時期　２月上旬に入所継続確認審査があります。

重　要

※就労証明書の虚偽の申立てや家庭内保育が可能と判断された場合は、入園を解除することがあります。
※就労証明書等の内容について、就労先に内容確認のため連絡させていただく場合があります。
ご了承ください。

○退園について

転園等で退園することが決まったら、早めに役場福祉・子ども課にご連絡ください。
以下に該当する場合も退園の手続きが必要となります。

① 求職活動により入園していたが、２ヶ月の間に就労先が見つからなかった場合

② 妊娠・出産により入園していたが、産前２ヶ月・産後３ヶ月の５ヵ月間を経過し
就労証明書や育児休業証明書の提出がない場合

③ 他市町村へ転出する場合（保護者が在勤者である場合を除く。）

④ 入園申請内容や継続審査書類内容に虚偽があった場合

⑤ ２か月間登園が確認できない場合
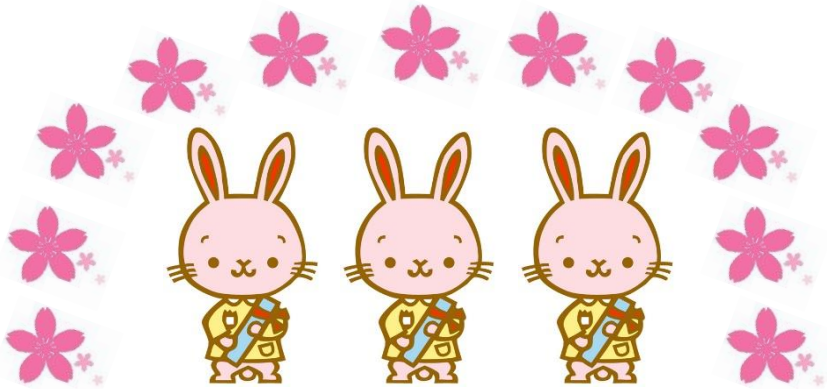
※月の途中で退園された場合、保育料を日割りで計算する場合があります。
※小規模保育事業所「うさぎとかめ」については、３歳の誕生日を迎えた年度末（3/31）に
退園となり、他の保育園や幼稚園等に転園していただくこととなります。